

大学の研究活動の活性化を考える

—— 学術研究の新展開期における基本的視点 ——

松尾研究会報

Vol. 2 1992

財団法人 松尾学術振興財団

ま え が き

平成3年度から本財団常務理事にご就任いただいた飯田益雄氏は、文部省学術国際局主任学術調査官として研究助成の最前線で活躍され、研究の現場をよく理解して、親身になって大学の研究の発展のために努力を惜しまない官僚として、多くの研究者から慕われていた方です。本財団においても、長年の研究助成のご経験を活かして、余人をもって代えられないご活躍を期待していますが、ご就任にあたり、学術調査官としての豊富なご経験の上に立って、我が国の大学における研究の活性化の方策について考えていただくことに致しました。

その結果まとめられたのが本論文です。当初は私と共同の論文著作も考えましたが、やはり同氏のお考えで筋を通していただくのが望ましいと考え、ご経験を踏まえた自由な立場でお書きいただくことにしました。本財団の研究事業の一報告書として各方面へお配り致しますので、文部行政と大学の管理運営の両面で少しでもご参考になれば幸いと存じます。

今後も当財団では、主たる事業である学術研究助成の傍ら、我が国の基礎的学術研究の振興について、その方策を探り、活性化のお役に立つことを目指した独自の研究活動も続けてまいります。研究助成ともども、各方面のご協力の程、宣しくお願い申し上げます。

平成4年3月

松尾学術振興財団
理事長 宅 間 宏

目 次

まえがき	i
1. はじめに	1
2. 大学をめぐる新しい状況	2
3. 研究基盤整備の基本的考え方	3
(1) 研究組織の流動性の確保	3
(2) 独創的・先駆的研究の重視	4
(3) 研究環境の改善	4
4. 基本的施策の方向	4
(1) 創造性を高めるための環境の整備	4
(2) 研究スケールの多様性への十分な配慮	5
(3) 研究機能の分離の弾力化	6
(4) 研究組織の枠を超えたネットワーク化の促進	6
(5) 国際化の推進	6
5. 施策を支える基盤—その現状と課題	7
(1) 研究組織の整備	7
(2) 研究投資の拡充	14
(3) 国際学術交流の推進	17
(4) 学術情報の流通体制の整備	18
(5) 研究支援組織の基本的あり方	19
(6) 研究者の養成・確保	20
あとがき	23

大学の研究活動の活性化を考える

— 学術研究の新展開期における基本的視点 —

1. はじめに

わが国は、今や世界的な技術水準を誇り、経済大国となったが、自らの発想で創り出した革新技术となると極めて少ないといわれ、欧米各国からは基礎研究面での貢献度の低さが指摘されている。わが国がこれから国際的地位にふさわしい役割を果たしていくためには、その基礎を知的財産の構築という学術研究面での国際貢献に求めていかなければならず、最近国の試験研究機関や民間企業等においては基礎研究へのシフト傾向を強め、技術革新の根幹となる先導的な基礎研究やプロジェクト研究を推進する動きが顕著になってきている。

大学は、歴史的に知的探求の場として学術研究の中核的役割を担い、基礎的な分野における創造的研究の開発に努め、研究水準の維持・向上と技術の発展への基盤的役割に重要な貢献を果たしてきた。わが国の現在の研究水準は、研究者の自己評価（昭和63年度・平成元年度に科学研究費補助金で研究者グループが行った「大学等における学術研究成果の調査研究」の報告）によれば、学術論文の質・量、引用回数の国際比較では、米国に及ばないものの、ほとんどの分野において欧州諸国に比肩するか、やや上回るとされている（平成3年度「我が国の文教施策」から）。このような研究面での高い評価にもかかわらず、一方では研究環境の悪化が急速に進展し、現在研究費の投資、施設設備等の学術研究基盤の状況は欧米諸国に比べて著しく立ち遅れていると実感している研究者が多い。国立大学協会では、平成3年3月、教育研究費の現状に関する中間報告を発表し、その中で現在の教育研究環境の悪化に触れ、将来の研究水準の維持に悲観的な見通しをもたざるを得なくなっているとの強い危機感をあらわにしている。特に同報告では、10年後には民間企業・研究所などと比べて、国立大学の研究水準の方が低下するといった意識が教官の間に強いことを明らかにしている点が注目される。まさに大学の教育研究基盤はゆるぎはじめ、今大学は冬の時代の中にあるといえる。

上記のような大学の最近の事情を背景に、本財団はその事業の一つとして大学における研究活動の活性化に関する調査検討を進めてきたが、本小冊子はとりあえず政府の施策と今後の発展方向を展望し、活性化への手がかりを明らかにしようとして、その基本的視点を取りまとめたものである。舌足らずの点が多々あるが、大学の学術研究における諸問題について論議を深める出発点になることを期待し、参考に供するこ

ととした。なお、教育機能に関しては、研究との関連の範囲内で、最低必要な事項について触れることとした。

2. 大学をめぐる新しい状況

大学は、伝統的に教育と研究と二つの機能を担い、基本的に両機能は不可分一体のものとして捉えられてきた。その理念は、教育と研究の相互刺激を通じ、高度な学問研究とそれに裏づけられた高水準の教育内容を維持しようとする大学の共通の認識に、その根源を求めることができよう。大学の組織が講座・学科目を教育研究上の基本単位として構成され、それがそのまま学科・学部の基盤組織となっているのも、この理念の制度面での具現化であり、同時に学問の自由、大学の自治の保障を確保する、いわば砦の基礎になってきたともいえる。

大学は、その伝統を継承しつつ、学問の進展に応じ教育研究基盤を整備し、教育と研究の一体的推進の拡充を図ってきたが、最近における学術研究をめぐる状況の変化は著しく、教育と研究の関係のあり方に新たな課題を投げかけており、大学院を含む教育研究組織の弾力化が要請されているということができよう。特に、次のような特徴的な変化の流れに留意する必要がある。

①伝統的な学問の分科体系に即した学部、学科、講座（学科目）は、学生の教育の組織の単位としては比較的安定した性格をもってきたが、研究組織としては流動性に欠け、特に近年における研究の高度化、巨大化、新領域の発展等研究の急速な進展には対応しにくい。中には、教育に追われ、学問の内発性に基づく新たな研究の発展に向けて専念できないといった実情もよく聞かれるところである。

一方、国公立試験研究機関、民間においても技術革新の芽となる革新的な知見の開発を目指し、基礎的な領域の研究の強化を重視し、産学官の新しい交流・協力が新段階に入ろうとしており、大学の積極的な対応が強く期待されている。

②大学の大量化に伴う教育機能の拡大に対処し、かつ学生の気質の変化、中でも多様な価値観の世界に生きている学生の志向の多様性を考慮するとき、学部段階では学生が将来に向けての可能性を見出せるような多様な教育・指導の展開が必要とされる。今日のフェジィの時代には、片手間の教育ではなく、教育課程から履修方法、健康管理まで、さらに専攻分野の選択からそれぞれの分野に対する基本的・基礎的教育の強化、新しい教育方法の開発等まで、全力を挙げて教育に専念できるような教育制度・組織の確立に迫られており、教育担当の責任は大きくなりつつある。

こういった教育上の要請の変化の中で、研究の高度化にも適切に対応するためには、これまでの教育と研究の一体的推進という両者の関連を弾力的に考えることが重要な課題となっている。

③また、近年における技術革新の進展と社会の高度化に伴って、先端的・学際的分

野に対する必要性が高まり、大学院が果たす役割が重要性を加え、それへの需要が増大する趨勢にある。今後は、高等教育の主体を大学院に移行させ、質と量との両面にわたっての整備が緊急の課題となろう。特に、修士課程については、研究者の養成の場というよりは、高度の専門性を備えた職業人の養成の場、あるいは職業人の再教育の場としての教育役割が大きくなり、学士課程との整合性等教育体系の再編成を考えることが必要とされている。

3. 研究基盤整備の基本的考え方

学術研究は、いうまでもなく個々の研究者の頭脳に根ざす知的創造活動であり、大学において個人研究の志向が極めて強いのも自然の姿である。近年、基礎と応用との結合、解析立場と総合化の立場の統合体系化等の動きがみられるように、関連分野間の交流というダイナミズムの中から基礎的知見の開拓が期待されることから、共同研究、総合研究等多様な方法による研究への取組みの重要性が著しく増している。しかし、研究の形態の動向が変わってきても、研究者個々の独自の発想による基礎研究の蓄積が根本にあることには変わりがない。

従って、研究基盤の整備は、研究者が主体的に第一線の研究に取り組み、創造性を伸ばすことができるよう、制度、運営の整備を含めて総合的・機動的展開の条件を強化することが特に重要である。このような視点から、次の考え方を今後における研究基盤の整備の基本とすべきであるとする。

(1) 研究組織の流動性の確保

最近の諸科学は、解析手法の高度化と多様性を重点にして、総合化と専門分化が著しく、またこのことは学際的領域研究の重要性を高め、まさに学問体系は広がりを持ち、多岐にわたって流動的に変革している。こうした変革の本質は、過去の学問分野の性格の固有性からは律せられないような新しい現象であるということである。例えば生物科学は、生物物理学、分子生物学等との関連を深めつつ進展し、特に物理的・化学的制御手法の導入等これまで考えもしなかった操作によって生き物を改造し、それで生命現象そのものを解明しようとする科学へと発展しており、このことは従来の学問の性格が急速に変革していることを端的に示しているといえよう。こうした学問研究の幅と深さの急速な進展、先導的新分野の展開等に対処するためには、これまでのように定員配置を含め固定的な運営・組織では無理で、分野間の交流・協力あるいは教育と研究の機能の調整等により柔軟な対応ができるよう、学内的に制度を改変することで研究組織の流動性を確保する方策を確立する必要がある。

(2) 独創的・先駆的研究の重視

その前提としても、学問分野をその深層で支えている研究面での現状と動向を把握することが肝要であり、この観点からの研究課題を明らかにすることなしに将来を切り開いて行くことはできない時代を迎えているといえる。

しかるに、わが国の現状をみると、研究課題の選択に当っては、学問分野の進展の流れの中で明確な目的意識をもって対応する姿勢と配慮に、いま一つ迫力を欠いているうらみがあることは否めない。こうしたことが「何を研究すべきか。」というよりも、「何ができるか。」といった、どちらかといえば補完的な研究に流れる風潮を助長し、欧米からはわが国の技術レベルが世界的に高くとも「基礎研究タダ乗り」と非難される背景を作りだしてきたといえる。

この点、例えばドイツの学会では、学問研究領域の全体の流れをみて、今世界をリードするために「何の研究が必要であるか。」を考え、先端的で、独自の研究の発展を図ろうとする雰囲気が高く、アメリカの物理学会では大先生の自らの執筆になる最先端の研究の動向が定期的に刊行されているといった状況である。その意味では、大学は学術の中心として、顕著に進展する研究動向を把握し、常に新たな発想による独創的研究の方向を開かねばならない。

(3) 研究環境の改善

近年における学問体系の変化と研究手法・研究手段の精密化・高度化は、研究基盤の整備を著しく重要なものになっている。しかし現在、大学の多様な組織的努力にもかかわらず十分に整備されておらず、先導的な研究の円滑な展開が困難な状況のところまで来ている。

特に、研究者に一律に配分される経常的研究費は、研究者の頭脳に内在するアイデア、発想に基づく研究の初期のステージを培養する重要な研究費にもかかわらず、長いこと横ばい状態が続き、余りにも少な過ぎ、大学の研究者は絶えず飢餓感に悩まされている。先ず、経常的研究費を増額し、基礎研究の底上げを図るとともに、科学研究費補助金の拡充、研究者の養成・確保、施設設備の整備、国際学術交流の促進等研究環境の改善を推進し、大学の研究機能の活性化を急ぎ進めることが重要である。

4. 基本的施策の方向

(1) 創造性を高めるための環境の整備

よく、「日本人は思い付きはよいが、それが創造性に発展しない。」といわれる。基礎研究の成果を応用・開発に結び付ける能力に独創性があり、高く評価されているのに、基礎研究面での独創性の弱さが内外から指摘されている現状は、まさに基礎研究の中核機関である大学の危機である。

学術研究は、基本的には国によって支えられるべきであるが、大学においても、国際競争の最前線に立つ研究の展開と優れた研究者の養成の本来の使命を踏まえ、社会の大きな期待に応えていくためにも、創造性を育てる土壌、それを発揮できる環境の整備の強化に一層努める必要がある。

(創造性の生まれる特徴的背景と対応の方向)

①創造性の発現は、創造力や突発的に浮かぶ一種のヒラメキ等偶発性による例が多い。しかし、そこには深い根が備わっていればこそである。やはり、自分のものをもつべきであり、個性を優先させる生き方が大切である。

②高度な創造的研究であればあるほど、いつも期待するような画期的な成果に直結するとは限らない。基礎研究においては、マイナス成果も、「やっても答が出ない思考パターンの獲得」であり、科学的知識増殖の意義の観点からも評価されるべきであろう。

③独創性の根源は知的好奇心であり、知的冒険と試行錯誤が伴い、成功するか否かは予測がつかないし、また思わぬ方向へ研究が進展する、いわば「意外性」が期待される場面も少なくはない。従って、知的冒険、試行錯誤のような研究をも許容する環境を整備する必要がある。

④独創性は、比較的若い年齢の時期に芽生え、進展する可能性が高い。若い研究者が個性を生かし、精神を集中して研究に専念できるような環境を整備する必要がある。

⑤分野間の交流、年々新たに流入して来る学生との接触による刺激は、創造性を伸ばす上で大きな効果をもつといわれる。大学は、常に研究の最前線の雰囲気を持し、高めることに努める必要がある。

⑥研究活動には、一定のライフサイクルが存在することを認識し、時期を外さずに研究の組織化、研究費等の初期投資が弾力的・効果的・迅速に行えるような、しなやかな研究システムを確立する必要がある。このため、研究状況等を評価し、研究に反映させるシステムを設けることも検討する必要がある。

(2) 研究スケールの多様性への十分な配慮

近年、大規模な研究組織や研究設備を必要とする、いわば巨大科学と呼ばれる分野が生まれ、また大型の目的指向型計画研究が増加してきている。もちろん、これらの分野は学問研究として重要で、大いに進展させるべきものである。しかし、ややもすれば、こういった指定席の研究が強調され、国の研究投資の対象もそれらに重点が置かれがちになる。その影響が研究者の自由な発想を源泉とする個人的、または小人数のグループ研究に及び、多数の零細科学が圧迫されるのではないかという恐れがないとはいえない。これでは独創性の育成どころではない。零細科学の分野の中にも、研

究手法の高度化に伴って、従前に比べてはるかに多額の研究費と優れた人材を活用してはじめて可能となる研究領域が少なくはない。常に、巨大科学と零細科学とのバランス、整合性に十分配慮し、その推進が図られるべきである。

そのため、研究活動の実態に即し「科学研究費補助金」、「特定研究経費」(国立学校)等既存の制度を活用するとともに、学内的にも新しく助成策を設けるなどして研究資金の多様化を一層促進する必要がある。

(3) 研究機能の分離の弾力化

教員が教育等研究以外の種々の制約から一時的に開放され、研究に専念できる機会を設けることを検討する必要がある。そのような運営を可能にする具体例として次のことが考えられる。

①教員が流動性を備えた研究組織に一定期間所属し、研究の自由を享受して研究に専念できるようにすること。

②大学の現状でこの方式を適用するためには、わが国に適した形態のサバティカル・リーブス制を導入することが必要である。その制度の実現を促進する意味でも、不在期間の教育の任務を補充するため、非常勤講師の任用の途を拡大し、定年退官の教授、民間企業の研究者等を充てることを検討する。これら退官教授等の活用は、質的に濃い教育の推進にとって有効である。

③教員の独創性の発展を期待するためには、研究能力が高まっている時期に、例えば数年間に一度といった研究の機会を与える制度を設けることが望まれる。

(4) 研究組織の枠を超えたネットワーク化の促進

学問の進展による最近の特徴的な変化は、学際的・総合的に交流し、多分野が協力し合う場の必要性がますます高まってきていることである。こうした展開の中では、学内のみでなく、大学、国公立研究機関、企業等既存の各組織の枠を超えてネットワーク化し、共同研究への機動的対応、全国的な研究者の交流、研究施設設備の共同利用等を促進する必要がある。

(5) 国際化の推進

科学技術の高度化を先導し、国際化の進展に即した対応力の強化が必要とされる分野、あるいは一国の枠を超えて国際的に取り組まねばならない分野が増大している。このような観点からも国際的な交流や研究協力を一層推進し、国際社会の一員としてふさわしい貢献を図る必要がある。

5. 施策を支える基盤-その現状と課題

(1) 研究組織の整備

専門高度化、境界・学際領域の拡大等研究の内発的な進展、あるいは外在的状況の変化による問題解決志向型研究の推進に基づく研究上の多様な要請は、講座(学科目)に象徴される大学の組織原理を超えるものが多く、当然に研究機能の分離化が求められる。こういった観点から、研究の重要な部分を担うものとして組織化されたのが学部の研究施設であり、大学付置の研究所である。さらに学術研究の進展を背景にして、研究設備の集中と全国の研究者の共同研究を促進するための場が極めて重要になり、大学の域を越えて新しい研究組織の必要性へと発展し、共同利用機関の制度が創設された。以下、大学の研究組織について、その現状と課題について概観する。

(1-1) 研究組織の状況

大学において学術研究の核となる研究組織は、いうまでもなく学部・大学院であり、制度的には学部を構成する講座・学科目・研究科が研究の単位組織となっている。また最近、学部改革の一方策として大講座制が導入されるようになってきているが、その運用に当たっては、研究機能の保持の観点から各学問分野の教員編成(特に職種)は常にバランスのとれたものにすることが特に必要である。

一方、大学によっては内部に研究所が付置されているが、これは学部と異なって、教育には制約されず、研究に専念する機能をもつ一つの独立の研究機関と位置付けられている。こうした研究所は、歴史的にみて、学問上の要請に基づいて、特定の研究を目的として設けられ、その目的に合致した数個以上の研究部門(講座に相当し、同じ人的構成をもつ)から成り立っているのが通例である。存立の要件としては、大型の研究設備を必要とする研究分野、あるいは研究の性格上長期にわたって総合的研究を必要とする領域又は境界研究領域、あるいは先端的研究でその領域が学部にまたがるか、学部ではその研究規模からして円滑に行われ難い研究を対象とし、独立した組織が必要なものとされていた。しかし、研究所の中には、学問の進展に対応した研究機能を十分に発揮できないものが見受けられることから、現状の見直しと将来展望の検討がなされ、その存在理由が明確になるように改組又は廃止・転換が行われてきている。

学部にも特別な組織として、制度的に「研究施設」を置くことができる規定がある。これは、元来、講座における特色ある研究(優れた創意に富む研究や地域性の研究等)で、他の研究組織でみられないような独自の業績に着目し、当該講座の研究機能の面を拡大し、この研究をより一層掘り下げ、発展させることを目的として設置されるもので、研究所と異なる大きな特徴は、小規模の研究部門を置き、その中心となる講座担当の教授の統括的な指導・運営によって研究の実を挙げ、教育上の要請にも機動的

に応えようとするところにあった。いわば、講座についた大きなコブのような存在であるといえるが、最近の国の方針では研究施設は原則として認められず、それに代わって研究部門制をとらないで、研究テーマを中心に運営する実験施設の新設が定型化しつつあるといえる。

また、共同利用機関は、共同研究・共同利用体制という観点からは、従来の研究組織をさらに発展させたもので、その形態には、大学に置かれた学内あるいは全国共同利用のセンター、大学付置の共同利用研究所、さらには特定の大学に属さない共同利用研究所があり、その運営管理方式にも種々の工夫がなされ、学術振興上重要な役割を演じている。

(1-2) 研究組織整備の基本的視点

研究組織の整備は、大学の本来的な地位と役割を踏まえ、教育と研究の一体性を保持しつつ、新しい発展に向かって教育機能と研究機能をそれぞれの観点から組織化することを基本とすべきである。

最近においては、厳しい行財政状況の下、教育研究上真に必要で、緊急を要するものが精選され、対応せざるを得ない状況に置かれているが、次の視点を研究組織の設置・整備の際の判断基準とすべきである。

①諸科学間の相互関連性の緊密化，研究手法・手段の著しい発達等による研究の高度化，精密化を背景とする独創的・先駆的研究の推進にふさわしいものでなければならないこと。

②研究組織の固定化や拡大を防ぎつつ，大学における研究活動の活性化をもたらす意味で，研究組織の流動性の確保を図ること。

ここで研究組織とは、研究所、研究施設、センター、実験施設と呼ばれるものから、それらの構成単位である研究部門を含めて捉えている。このような固定した研究組織の中には、一部において時が経つにつれてその機能が期待されていた水準からみて低調化あるいは運営に柔軟性を欠く傾向もみられ、学術の進展に即応して改組、廃止、転換を促進するためにも研究組織の流動化は極めて重要である。その施策として、すでに時限付きの実験施設、研究部門のほか、流動研究部門、客員部門、寄付講座・研究部門の活用等、より柔軟な研究組織上の対応がなされている。

なお、流動研究部門とは、既存の研究組織の研究部門を活用しつつ大学や研究所等の枠を越えて、例えば既存の講座や研究部門等の研究者を一定期間（通例2年）、他の研究所等に移行し、当該研究所等に所要の研究部門を設置するもので、時限到来後は再び元の研究組織に復帰するものであることを省令上明記したのが大きな特徴である。この措置は、東北大の金属材料研究所と岡崎国立共同研究機構の分子科学研究所との間に前例がある。研究組織の流動化を推進するためには、非常に優れた制度であり、この制度を大いに活用すべきであろう。

③共同利用体制の整備拡充を重視すること。

大学の特質は、分野間の交流・協力による相互啓発と学問の総合化であり、この特質を生かした研究の発展は、必然的に広く大学の枠をも超えて多数の研究者との共同研究、施設・設備の共同利用、研究情報の相互利用等の途を開く研究組織の整備へと拡大していく性格を持っている。学術審議会においても、共同研究、共同利用体制の整備の重要性を提言しており、研究者自身の手による共同研究の組織化、施設・設備の共同利用の促進を、より強力に推進していく必要がある。

④研究組織の評価

多種多様な研究上あるいは社会の要請に応えていくためには、研究組織の固定化、沈滞化を避け、学術研究の進展に対応して活発な研究活動が確保されるよう、常に公正で適切な評価がなされることが必要である。そのため、研究の進行・完結度の評価、今後の研究方向と研究体制、研究設備の有効活用策、研究者の流動策等を総合的に検討するシステムを確立する必要がある。

(1-3) 研究組織の設置形態とその位置付け

研究組織の設置形態については、次のような型に類別することができる。その中には新しい提案も含まれている。いずれにしても、研究組織の新設に当たっては、既存の各研究組織の位置付けとそれぞれの歴史的背景を踏まえ、画一的でなく、研究自体の要請等その背景となる諸事情を配慮し、最も適切な型のものが構想されるべきである。

①学内研究施設（学部内又は学部間）

(イ) 固定的研究施設

この範疇には、特定の研究目的と定員配置をもつ研究施設、実験施設、センター等が挙げられる。中には自己の研究の発展、あるいはプロジェクト本位の研究に着目し、講座・学科目における研究機能の分離に対応するものや教育研究の支援的な組織のものが多し。研究施設は新設を容易にし、流動化を促進するためにも時限的性格をもたせ、終了後は研究者が元の講座等に復帰できるか、新たな研究施設の新設、又は既存の研究施設に吸収できるように措置する必要がある。

(ロ) 流動的研究施設

学術審議会の提言になる研究施設で、学部段階で生じた優れた研究の芽、アイデアを適切な共同研究体制の下で、さらに発展させる仕組みの一方策として構想されたものである。

その特色は、固定した研究課題、研究スタッフをもたず、いわば「器」のみを提供する研究施設で、活発な新陳代謝が行われる能率的な組織であり、この意味で流動的研究施設と呼ばれる。これは、学部の研究者が限られた期間、学内、場合によっては学外の研究者と共同して集中的に特定課題の研究に専念することができ、いわば教育

と研究の機能の分離，研究者の流動性の確保・拡大に対応する施設として，特に重要である。

なお，この施設には物的施設と技術職員を置くことができ，新設に当たっては，既存の大学付置研究所，学部付属の研究施設等の活用を考慮することが必要である。

(ハ) 産学交流センター

民間等との共同研究，受託研究等大学における企業との研究協力を一層推進するための場として昭和 62 年度から「共同研究センター」の整備が進められている。社会の多様な期待と要請に対応する「開かれた大学の拠点」として，とくに大学の研究面に有益な刺激を与えるという観点からも，今後ともその設置を推進すべきである。なおその際，上述した「流動的研究施設」にこの機能をもたせることも考慮に値すると考えられる。

②全国共同利用の研究施設

研究施設のカテゴリーの中にも，一大学を越えて全国の関係分野の研究者に開放するため，大学付属の研究センターが設けられるようになった。現在，北大スラブ研究センター，阪大核物理研究センターなどがある。

③大学付置研究所（一般）

戦前・戦中に多くが設置され，その分野の研究の推進に中心となって国家的使命を担ってきた研究所が多く，「特定の研究主題に焦点を絞った型」と「総合的研究を推進する型」とに大別される。既存の研究所の中には急速な学術の進展への対応に弾力性に欠けるきらいのあるものがあり，学術審議会の見直し検討の結果を踏まえて，すでに改組（研究目的の変更，あるいは一旦廃止し，②の共同利用センターへの転換）したものがあがるが，将来へ向けた発展のためには，東北大の金属材料研究所のように全国共同利用型に変身するか，それが適当でない研究所にあっては学内の関係学部と連携し，学内共同利用の性格を強めることが活性化への途であり，検討の必要がある。

④大学付置共同利用研究所

学術研究の高度化と国際学術交流の活発化を背景とする共同研究の推進，大型研究設備の共同利用の促進等の要請の増大に対応し，特定の大学に付置する形態を取りながら当該大学以外の研究者（公私立大学を含め）に広く共同利用の途を開く共同利用研究所が創設された。現在，その数は 14 であるが，その最初のものが京大の基礎物理学研究所，東大の宇宙線観測所であり，昭和 30 年～40 年代にかけて学術の進展に大きな影響を与えてきた。

しかし，その性格上，管理運営面でも当該大学以外の研究者が関与するため，中には当該大学との間に問題なしとせず，管理運営に種々の工夫，努力がなされてきた。従って，次に述べる大学共同利用機関への転換を考慮すべきであろう。

⑤大学共同利用機関

その後、④の大学付置共同利用研究所をめぐる諸問題の反省もあり、また時代の推移、特に国際交流の進展の中で、巨大な研究設備、多数の研究者や技術者を要するもの、また研究事業に巨額の経費が計上される場合に代表されるように、その研究規模が一大学の管理能力を超える研究分野が登場し、新しい型の方式が構想されるようになり、その試みの第一号が昭和46年に創設された特定の大学に属さない国立大学共同利用機関（現在の大学共同利用機関の前身）としての高エネルギー物理学研究所である。この機関は、文部省の管轄権の下に置かれるが、実質的には大学と全く同じで、研究上の自由も享受し、大学院教育（特に博士課程）の一端を分担し、研究者養成の役割をも果たしている。

この「国立大学共同利用機関」は、平成元年度から「大学共同利用機関」に名称が変更された。これは、国立大学の研究者のみが利用できるといった名称上からの誤解を避け、公私立大学の研究者にも開かれていることを名実ともに明確にすることが、その趣旨であった。現在、この型の研究所は共同研究の場として、また最先端の施設・設備や特色ある資料の共同利用の場として大きく貢献しており、今後研究所の新設・整備の方策としては、この種の研究所が重点となろう。

⑥総合研究機構

多くの研究機関（研究所、研究施設、研究センター、講座等をいい、以下同じ）が様々な形で関与する研究分野では、目先の状況に追われた対症療法的な対応措置でなく、将来に向かって、より特徴的で、実効性のある施策を確立することが基本的に必要である。この総合研究機構は、それら研究機関が担っている、どちらかといえば伝統的・基本的な専門分科や専門分野を基盤にして、それぞれの発展を図りつつ、学際性・総合性の育成、先端技術の応用による観測・分析・解析・シミュレーション・理論的研究等の高度化への対応と推進、国際研究・協力事業の推進などにわが国として適切に対応するため、研究計画の企画・立案・調整、共同研究、研究評価、共通的・基盤的な研究事業あるいは業務の集中的実施等に関する事項を一元的に推進するための場であり、その機能を果たす仕組みと体制を整備することが学術の振興の重要な一方策として、ここに提言するものである。その大きな特徴は、この機構を中心に、当該研究分野、領域の総合的・一体的発展が図られ、特色ある研究の展開、創造的・先駆的科学知見の蓄積を促進することで知識の総合化・体系化に貢献することができることにある。

総合研究機構の設置のためには、既存の大学付置研究所・研究施設等（共同利用型を含めて）のうち、適当なものを転換して対応するが、その形態には大同団結による中核的な総合研究機構から、統合推進本部的な機能のみをもつものまで、いろいろな段階のものが考えられ、それぞれの学問の性格や研究の発展に応じて構想されることが必要である。

(イ) [岡崎型]

岡崎国立共同研究機構のように、「岡崎」という地域に着目し、分子科学研究所，基礎生物学研究所，生理学研究所が一体的運営に当たるタイプの総合研究機構。

この型は，ある地域に数個の研究所を吸収し，それぞれが緩やかな結合のもとで，各研究分野のもつ固有性を反映しながら，共同研究の組織化，あるいは学際的な知見の交流による自己の発想の深化と研究面での新展開に有効に機能しあうとともに，何よりも土地の共有による効率的使用，管理運営事務の一元化という組織面での合理的運用が可能となるのが大きな特色である。

(ロ) 「独立拠点型」(提案)

この総合研究機構は，既存の大学の研究機関の幾つかを母体にして創設し，当該研究組織による研究の実施のほか，国内における学際的・総合的研究や多額の資金を必要とする比較的規模の大きい研究，あるいは国際的・国内的共同研究事業等の重点的・集中的推進を主たる任務とする強力な科学研究の拠点とする。同時に，大学等に置かれた研究機関群との研究連絡，協力の緊密化を図り，多機関・多領域に関連する研究活動の調整・推進に当たると共に，大学院教育の機能を分担し，研究者の養成にも資することとする。

例えば，地球科学のように，壮大な地球を対象とし，それを取り巻く宇宙環境を含め，そこで生起する複雑な現象の解明を目指す研究領域においては，その素過程現象を研究対象とする広範な分野(測地学，地震学，火山学，地球電磁気学，気象学，海洋学，超高層物理学，地球化学，地質学，岩石学等)の重要性はもとよりであるが，さまざまな地球規模での素過程の現象を総合的・一体的に取扱い，その全体像を捉えることが特に重視される。近年，観測・解析・モデル化等の研究手法は最先端技術に支えられて著しく進展が見られ，「地球科学」は文字通りグローバルな学問分野として新たな発展段階を迎えるに至った。このような研究動向に対応し，わが国における地球科学の質的新展開を図っていくためには，現在の個別の独立した研究体制を改善し，関連の大学付置・共同利用の研究所等を統合し，大学に広く散在する研究機関との交流・協力を深めつつ，強力な推進力を発揮できる「独立拠点型」の総合研究機構を早急に発足させるべきである。そうでなければ，学会が要請している一研究機関・一大学の管理能力を超えるような観測事業(航空機・船舶のチャーター，スーパーコンピュータのレンタル等)の推進は，到底困難であると考えられる。

(ハ) [総合研究大学院大学型]

この大学は，大学共同利用機関との緊密な連携・協力のもとに，各機関の優れた研究機能を活用して大学院教育のみを行う，いわゆる独立大学院である。その特色は，大学院の基盤となる学部，研究所等の固有の基礎組織をそれ自体はもたず，既存の研究組織を活用しつつ，全体として統一的に大学院教育を企画し，実行する役割を持つ，

一種の管理組織を主体として構成されているところにある。

こういった特質を生かした形での総合研究機構の構想は、いわば当該研究分野・領域の統合推進本部的な性格をもつものと考えられる。具体的には、国内の各研究機関を緩やかな形で傘下において、共通的・基盤的な最先端の施設・設備、関連情報の共同利用の場として、さらに国際機関との研究連絡・対応、プロジェクトの策定、多領域に関連する研究活動の調整等を中心とする機能、並びに全国の研究機関の特色ある研究を活用しての大学院教育への協力を行う機関として位置付けられる。

⑦新しいタイプの研究所（提案）

以上のように、機能面から大別すれば色々な型の研究所が考えられるが、ここに挙げる研究所は、創意豊から発想が芽生えるような場の整備に着目したタイプのものである。

一口に独創性といっても、「何が独創性のある研究なのか。」について深く考えて見るような環境の整備がこれまで見落とされていたのではなかろうか。今日、「地球の時代」の到来で、人と情報が忙しく地球を駆けめぐり、激変する世の中においては、先を急ぐばかりでなく、一旦立ち止まり、過去のデータバンクから現状を読み、将来を展望し、自分の研究の足場を的確に把握できるような、適切な施策が取られなければならない。そのためには、学際的に交流し、率直かつ落ち着いた十分な討論、情報交換をし、十分に構想を練る、いわば心の余裕をもちうる場の整備が強く望まれる。ここに紹介する研究所は、そんな視点に立脚すると評価されるシステムということである。

特に運営に当たっては内外の優れた研究者を招致することとし、そのために契約による高級研究員制度を認めることが重要である。

(イ) 高等研究所というべきもの

学術審議会の提言によるもので、その構想によれば優れた少数の研究者に着目し、これら研究者に自由な思索と学問的交流のための特別の場を提供するという趣旨の研究所である。研究領域も研究主題も特定せず、人が変われば代わるといふもの。この型のものは、規模はかなり小さくてよく、またその数も極めて少数であってもよいが、真に国際的に開かれたものでなければならない。

(ロ) 中抜き研究所というべきもの

東大・理・物理の鈴木増雄教授の提案になるもので、優秀な若手と功成り、名遂げた大家との自由な交流により、独創的な発想の出易い雰囲気の研究所以あり、その構成年齢が37歳以下と60歳以上と構想されているところから「中抜き研究所」と呼ばれるものである。重点分野として、基礎科学、数理科学（例えば、数学、情報科学、物理、化学、天文、生物物理、脳の科学、認知科学等）が考えられている。なお、規模としては37歳以下50～100人、60歳以上のシニア50人位と予想されている。

(2) 研究投資の拡充

(2-1) 国の科学技術関係予算の現状

わが国は、科学技術の進展と結び付いて経済的高度成長を遂げ、国際的地位を獲得したが、これは主として民間主導型の研究開発に支えられてのものである。画期的な新技術の大きな流れを引き出すきっかけとなる学術研究の基盤構築に対する貢献は、欧米諸国に比べ、まだまだ少ないのが事実である。今日ほど、学術研究面での国際貢献が強く求められている時はなく、その研究基盤を改善し、格段に充実発展させることが緊急の課題と考えられる。

大学の研究費の現状については、平成3年度文教白書「我が国の文教施策-世界に貢献する学術研究」の中で、平成元年度の総務庁の科学技術研究調査報告を基に全体の概観を行っている。それによれば、人文・社会系を含む我が国全体の研究費は11兆8,155億円に達している。この国全体の研究費は、(図-1)のとおり年々増加し、昭和54年度の4兆5,836億円に比べると、10年間で2.6倍になっている。「大学等」(共同利用機関、短期大学、高等専門学校を含む。)の研究費は、2兆1,294億円である。

わが国全体における研究主体別研究費の推移をみると、(図-1)のとおり「大学等」は18.0%であり、昭和54年度から平成元年度までの10年間で27.5%から18.0%まで約10%低下している。これに対し、「会社等」は高い伸びを示し、平成元年度では

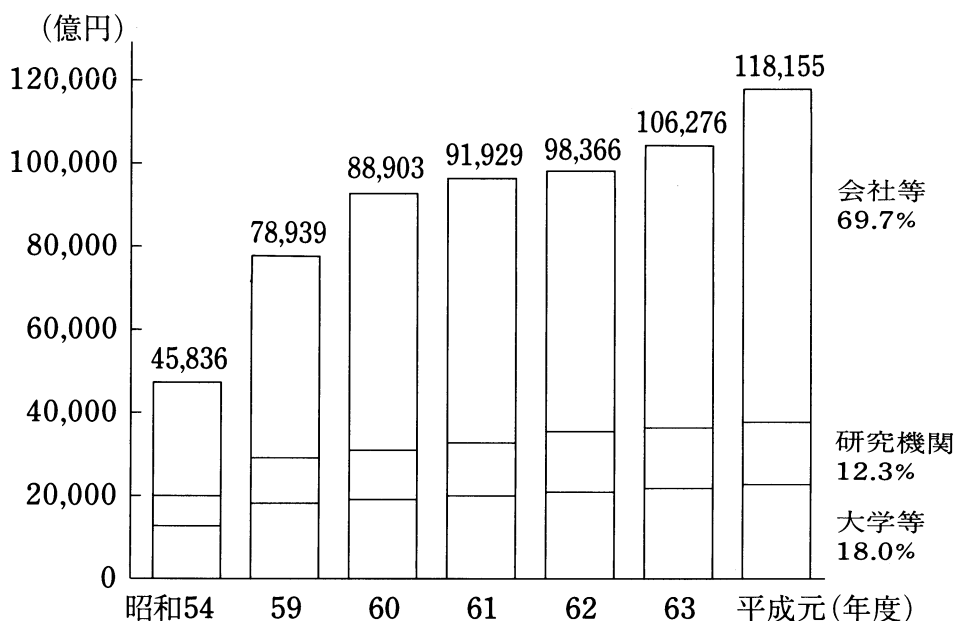


図1 我が国全体における研究主体別研究費の推移
(資料) 総務庁「科学技術研究調査」

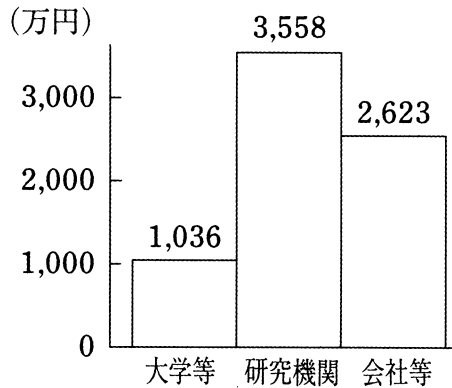


図2 研究主体別本務研究者一人当たり研究費（平成元年度）
（資料）総務庁「科学技術研究調査」

69.7%を占めるに至り、会社の旺盛な研究開発意欲を示し、民間主導型を裏付ける結果となっている。

また、これら研究費を研究者一人当たり研究費に換算すると、(図-2)のとおりで、「大学等」の研究者一人当たりの研究費は、かなり少ない状態となっている。

大学には自由で、好きな研究ができる魅力があるとしても、こういった研究費の状態では学術研究の活性化を高める意欲もシラケてしまうというものであろう。やはり、未来の科学技術の基礎は大学にあり、大学に対する研究投資を高めるための積極的かつ計画的な改善が強く望まれるところである。

一方、主要国の研究費の国際比較では、(表-1)のとおり、対GNP比率では5か国のうちで最低となっている。科学技術に対する研究開発投資が国全体として必ずしも十分とはいえない状況である。最近、科学技術研究基盤の強化への新たな動きが経団連、行革審、自民党等から出始めている。経団連では、「21世紀を目指した研究開発体制の確立を望む」の中で、5か年で対GNP比率を1%に倍増する提言を行っている。これらの動きの成果に大いに期待したいものである。

(2-2) 研究投資の現状と対応の方向

① 経常的研究と選択的・重点的研究との調和ある発展

大学における研究活動は、大きくいって「経常的研究経費」と「科学研究費補助金」の2本建で索引されている。前者の中心的な経費は、国立学校ではいうまでもなく、「教官当たり積算校費」であり、これによって培われた研究のうち、優れた研究を積極的に発展させる経費が「科学研究費補助金」で、両者相補う形で研究が推進されているのが基本的パターンである。ただ「教官当たり積算校費」は厳しい財政状況の中で横ばいが続き、そのかなりの部分が設備の運営費、教育等に充当され、本来の研究を

表1 主要国の研究費の国際比較

区 分	研究費総額 (億円)	公費負担額 (億円)	公費負担割合 (%)	対 GNP 比率 (%)
日 本 1989 年度	118,200	22,000	18.6	0.54
アメリカ 1989 年度	295,500	146,000	49.4	1.38
イギリス 1988 年度	35,300	12,900	36.5	0.80
ド イ ツ 1989 年度	54,400	17,900	32.8	0.94
フランス 1988 年度	36,300	18,100	49.9	1.15

(注) 1 研究費の定義は各国で異なる。

2 邦貨換算は、OECD の購買力平価による。

3 研究費の公費負担とは、中央政府及び地方政府（日本の場合は地方公共団体）の負担を指す。

(資料) OECD「Main Science and Technology Indicators」(1990-2)

圧迫しているのが現状である。こんな情勢から、「特別設備費」や「特別事業費」、昭和 51 年度から「特定研究経費」が、それぞれ「教官当たり積算校費」を補完する形で計上され、これら諸経費が研究の基幹的経費を形成してきた。

しかし、最近における学問体系の流動的変革と研究手段の高度化により、特に先導的分野であればあるほど、従前に比して研究費は多額とならざるを得ないのが現状である。しかるに、大学の研究室のふところ具合は厳しく、1988 年の「化学」（化学同人 10 月号）によれば、校費に加えて、科学研究費補助金、民間助成金、奨学寄付金等がなければ研究活動は維持されず、このための申請努力にかなりの時間が割かれていること、研究費はいつも自転車操業に明け暮れていること等の実態を訴えている。その中で、大きなウェイトを占めているのが科学研究費補助金であるという研究者が多い。

科学政策の観点からは、基本的には「教官当たり積算校費」と「科学研究費補助金」とのバランスのとれた施策の展開が重要な課題の一つである。特に「教官当たり積算校費」は、前にも触れたとおり、新しいアイデア・発想を培う基盤である。現在の大学の地盤沈下を止めるのみでなく、その底上げを図ることが強く要請されており、先ず「教官当たり積算校費」の増強が必要である。また、科学研究費補助金については、校費と同額になることが望ましいとされている。学術審議会や日本学術会議が要望しているとおり、早期に科学研究費補助金が 1,000 億円（平成 3 年度 589 億円）に拡充されることが当面の目標となろう。それと同時に、研究費の財源の多様化を学内努力を含め一層促進することが重要である。

なお、「特定研究経費」（国立学校）は、学問的要請のみでなく、地域的観点から特に推進することが適当な研究についても配分される経費である。必要があれば、研究

計画の中に共同研究者として他の大学の研究者を加えて実施することを考慮すべきである。

②研究施設設備の整備

特に注目しなければならないことは、研究手法の高度化、精密化であり、その開発は日進月歩の勢いで進んでいることである。大学の施設設備の多くは老朽化、陳腐化が進行し、博物館行きといったものまで見受けられ、思い切った研究施設設備への投資枠の拡大が緊急に求められている。公私立大学における実情はとくに深刻で、こういったことも含めれば、研究条件を改善する方策として、公共投資10か年計画を活用することが考えられる。学術研究の成果は新技術を生み出す源泉であり、経済の高度成長、国民生活の向上を通じて不特定多数の利益につながることを十分に認識し、弾力的・積極的な対応が強く期待される。

(3) 国際学術交流の推進

(3-1) 基本的方向

学術研究は、それ自体国際的性格を有し、近年のように全地球的規模での広がり、交流や研究協力が活発化し、重要性を増してきている情勢を考慮すれば、大学の研究環境の改善に当って、国際学術交流は、その重要な柱の一つであることは論を待たない。

従来、わが国の基本姿勢は、欧米先進諸国からの研究成果の受入れ、留学など、いわば外へ向けた形での国際化に重点が置かれた。しかし、最近における国際社会でのわが国の地位の向上等に伴い、それにふさわしい貢献を果たすよう、国際学界からの期待も一段と高まっており、これからは内に向けた形での国際化を重視し、それに沿った施策の拡大が必要である。その基本的なものは、人物の交流、研究上の連携・協力、情報の提供活動、若手研究者の育成等であり、特に発展途上国の自立的発展基盤を促進するための交流・協力を推進していくことが重要である。

(3-2) 一般的施策

大学における交流を推進するために、国が直接又は日本学術振興会を通じて種々の事業が実施されており、その実態は多岐であるが、それらを多角的に活用すると共に、外国人客員講座・研究部門等安定した形での外国人招へいの制度を積極的に設け、機動的運用を図ることが望まれる。

①共同研究

政府間協力協定等に基づく国際共同研究（科学研究費補助金による大学間協力研究を含む。）、国際学術連合会議（ICSU）提唱の事業、ユネスコを通じての科学協力事業、日本学術振興会を窓口とする学術交流事業（発展途上国との拠点大学方式による交流等）などがある。最近、世界的にデータを必要とし、一国では賅いきれない研究、各

国が連携して対処しなければならない課題の研究等の増大に伴い、わが国が主体的に国際共同研究計画を立案し、国際的に寄与する方向への姿勢転換を行うことも考慮すべきである。その際、わが国の当該分野の水準、研究者層、国際的貢献の程度等を勘案し、学術的意義の高いものについて検討する必要がある。

②研究者交流

在外研究員派遣、外国人教師・講師招へい、外国人研究員招へいなどの諸制度のほか、日本学術振興会の交流事業（外国人特別研究員、諸外国機関との覚書による派遣・受入れ等）がある。また、増大する外国人研究者のための宿泊施設の整備も図られているが、留学生をも含めて、大学共同の施設を推進することも考慮する必要がある。

③研究集会

国外で開催される国際会議への派遣、国内での国際シンポジウム開催経費援助事業への助成が図られている。研究集会は、最新の研究成果の交換、人物交流の場として、その重要性は大きく、今後ともより積極的にその機会の拡大を図ることが必要である。

④学術情報交流

学会誌等を通じての研究成果の発表への助成、コンピュータの国際接続によるデータ・研究成果の交流事業がある。最近、我が国の研究情報に対する外国の関心は高まっており、より一層学術情報の整備と研究者間の研究情報の効率的な流通を促進することが必要である。

(4) 学術情報の流通体制の整備

学術研究は、先人の研究業績を摂取し、それを基礎にしつつも自らの独自の発想で新しい高度な成果を創造するものであり、学術情報の迅速かつ円滑な流通は研究遂行上不可欠であるのみならず、研究者の知的所有権の保護の観点からも必要である。

学術情報センターは、学術情報システムの中核的な役割を果たす機関で、全国の国公私立大学の参加の下に、人文・社会・自然の全学問分野の学術情報を対象とし、大学の大型計算機センター、情報処理センター、図書館、大学共同利用機関等をコンピュータとデータ通信網で結合し、研究者が必要とする情報の迅速・的確な提供を行っており、なお整備途上にある。また、諸外国の情報システムともリンクがなされてきている。

今後は、大学図書館の機能を一層充実するとともに、各分野・領域の研究の性格に応じ、文献、資料等が比較的整備されている大学に資料センターを設置してデータベース化を推進し、学術情報センターを中心に、全国的流通の促進を図ることが肝要であり、そのための財源的措置の確保が強く望まれる。この際、人文・社会科学の振

興にも十分に配慮し、早急に対応することが必要である。なお、データベース化を含む学術情報業務は、教官との一体的推進を現実に担い、高度な専門的知識と深い関心を必要とするなどから、これら業務を担当する者、特に教員に対しては、この面での業績が適正かつ公平に評価されるよう十分考慮することが望まれる。

学術情報センターのもう一つの重要な機能に、科学研究費補助金にかかる研究成果の提供がある。現在、データベース化されて、研究課題番号、キーワード、研究者名からアクセスして引き出せるように整備されており、これを活用すれば、誰が、どんな研究をし、当該分野における研究動向はどうであるかについて把握することが可能である。研究者の研究計画の策定に大いに有効であろう。

(5) 研究支援組織の基本的あり方

(5-1) これまでの背景

装置の試作、大型、高性能な機器の運転・保守等の支援業務に従事する技術者の確保は、学術研究の発展にとって重要であり、研究手法の高度化、情報化の急速な進展の中で、支援技術者の役割は、従来にも増して重要視される。しかし、これまでその地位・処遇の面で不利の傾向があり、その業務の重要性にふさわしい特段の配慮が強く望まれ、人事院に対しての継続的な努力にもかかわらず、十分な対応がなされてこなかった背景には、次のような事情が考えられる。

①大学における研究・教育支援業務の職種、職務態様が多岐多様であること。

大学における研究支援業務は、極めて広範な業務の領域を包含しており、かつ職務の内容、専門性の度合いもまちまちで、その整理が容易でない状況にある。

②研究支援組織が分散型であること。

職階性を主体とする給与体系の中では、技術職員の組織化が基本的要件となるが、大学においては技術職員は講座・学科目、研究部門という研究単位組織の中に分散的に組み込まれてきたこと、また実習工場、試作工場においては組織化されていても全体的に規模が小さく、部局における位置付けも各々異なっており、明確性を欠き、到底技術職員の核となり得なかったことなどから、大学内における組織化の動きは鈍く、大きな流れにならなかった。

③一方、人事院は理解を示しつつも、研究支援業務の諸問題は、単に大学のみならず、各省庁の試験研究機関にも及ぶ共通の事項であり、国全体としての立場から検討が必要であるとの認識が強かったこと。そんな状況の中で、大学だけが先行して対応するには、各省庁と対比して、大学の研究支援業務の主体性、独自性を主張するに足る根拠の整理が乏しかったといえる。

(5-2) 基本的対応の方向

①当面の対応

昨今、適任の技術職員の採用が困難になりつつある中で、老齡化現象が進むとともに、折角大学で育成した優秀な技術職員が学外の、より好条件の職場を求め、あるいは引き抜かれて転出していく傾向が生じるなどの危機的な情勢を迎えており、研究者数に対して支援職員数が相対的に少ない実態を考慮すれば、各大学とも支援業務の充実に積極的に取り組む姿勢が要請される。

現在、国立大学協会を中心に、技術系職員の待遇改善について、文部省とも連携をとりつつ、組織化の方向で検討が進展している。案によれば、組織の単位は全学、地区、部局を対象とし、大学の規模、事情に応じ、幾つかのタイプが提言されている。既に、全国共同利用研究所において技術部、技術課などが設置されている前例もあり、これを参考に大学においても、従来の分散型から集中型の組織編成を指向し、積極的に検討し、職務の明確化を図り、級別定数の抜本的改善を実現する必要がある。

②専門行政職との関係

専門行政職への移行に関する強い要望があるが、これは高度の専門性が客観的に確立し、他の職務との人事交流が原則としてなじまないものに認められるものである。従って、その認定資格は厳しく、大学における現状から直ちに専門行政職への移行は、技術職員の分断にもつながる恐れなしともしない。将来に向けての検討課題である。そのためにも、技術職員の資質向上のための研修を推進することが何よりも肝要である。

(6) 研究者の養成・確保

大学における学術研究は、学術の進展を担う研究後継者の養成と一体的に行われるところに特質があり、その最も大きな役割を担っている場が大学院で、その核ともいえるべき博士課程（後期）の役割の重要性はますます増大していくことが予想される。現に大学院学生が研究を分担している場合が多く、研究者養成の視点からも、そこで学術研究が真に最高の水準を維持し、発展させるものにするのが極めて重要である。

(6-1) 大学院における研究・教育の改善・充実

近年、大学院においては優秀な学生が企業にとられ、大学に残らなくなってきた分野が目につき、研究後継者の養成・確保は大学自体が抱える深刻な問題と化しつつある。その要因は様々であるが、注視すべきことは近年民間企業の研究水準が高まり、研究設備や研究費の遥かに恵まれた環境の中で、先駆性があって、面白く、魅力的な研究課題に取り組める可能性が増え、逆に大学が研究の場として若手研究者をひきつけるだけの魅力が失われてきていることである。このため、教員、中でも大学院担当の専任教員の確保と優遇措置等について制度的に考慮するとともに、大学院独自の研究環境の一層の整備・充実を促進し、大学院生の身分的取扱いの改善を図るなどの必

要な対策の実施が強く望まれる。このことは、必然的に大学院教育に質的向上をもたらす、創造的・先駆的研究を遂行し得る高度の研究者を養成する根本的な要件である。

以下に述べるような方策は、単に大学のみでなく、国の協力が実現への鍵であり、国側の強力な施策の推進が期待される。

①特に新しい研究領域の台頭、学際的研究領域の拡大等に対処し、学問の新展開を促すためには、大学院がそれらに機能し得るよう、施設・設備の拡充を格段に進めるとともに、研究者交流の活発化を促進するなど、人的・物的観点からの環境改善方策の推進が基本的に必要である。政府は、平成4年度国立学校特別会計予算で、優れた教育研究を行っている大学院研究科を対象に重点的に配分する「高度化推進特別経費」を盛り込み、大学院の教育研究環境改善施策に踏み出したところである。今後はこの一層の充実とともに、各分野間の協力、研究所・研究施設・センター等有する資源の十分な活用、非常勤講師の任用の拡大、外国人を含む客員部門の導入など、総合的な仕組みの整備が望まれる。

②大学院の組織は、基本的には学部・学科に対応して整備されているが、最近は大学審議会の答申に沿って高度の研究者養成の観点に重点を置き、学問分野、研究領域の性格、その進展の実態に応じ、大学院の組織・編成等の多様化、強力化が図られてきており、より一層制度の整備が肝要である。

③生涯学習社会の進展の中で、民間企業の研究所、国公立研究機関等からの要請の高まりに応え、これらの機関の研究者を積極的に受入れる再教育体制の新設、充実を図ることが強く望まれる。

(6-2) 大学院学生の取扱いの改善

大学における研究活動は、教員ばかりでなく、大学院、特に博士課程の学生をも参加するグループによって研究が推進され、高度な研究水準が支えられているという実態がある。しかし、大学院生は「学生」として位置付けられ、研究活動の面で恵まれていないことが多く、日常生活の面でも支障をきたしている者が多く見受けられる。このような実態を踏まえ、特に博士課程（後期）に在籍する学生で、価値ある研究活動を行っている優れた者については、経済面を含め、研究に専念できる条件を確保する配慮が必要である。このことは大学における研究者の確保のためにも重要である。この観点から次のような改善が必要であると考えられる。

①日本学術振興会のフェロシップ制度の拡充を促進すること。

②博士課程（後期）の学生については、むしろ若手研究者として位置付けて、ティーチングアシスタント、リサーチアシスタントなどの制度を設け、雇用の道を大学ばかりでなく、社会教育の形で広く官・民の研究所等にまで拡大し、給与を支給するようにすること。なお、平成4年度からさきに述べた「高度化推進特別経費」の中に、講

義補助者としての「ティーチング・アシスタント制度」が導入され、大学院博士課程の学生に対し、手当が支出される改善措置が講じられることになった。このことは大きな前進であり、高く評価される。今後はその拡充が強く望まれるところである。

③科学研究費補助金による研究に、大学院生を参加させ、調査研究のため出張できる途を開くこと。できれば、科学研究費補助金への申請を正式に可能とすること。

④日本学術振興会の国際共同研究や二国間学術交流事業等にも参加できるようにすること。

⑤奨学金制度は、広い意味での産学共同の一環として捉え、民間企業の積極的な支援を期待し、大学・国として民間企業に対する最大限の理解と協力を得る努力が必要であること。

あ と が き

一見役に立ちそうにもみえない学術研究も、その成果が画期的な新技術の生まれる原点になることが多く、歴史がその事実を示している。こういった学術研究の意義と重要性を一般に広くPRするとともに、大学の研究に役立つ提言をし、学術行政の担当官に役立つ手引書を作成することなどを目的に、本財団では松尾研究会を発足させた。

1991年度においては、「学術的基礎研究の意義とその先端技術開発における役割」について討議し、その成果は松尾研究会報の創刊号として発表した。

本年度は、前年度討議の過程で論点ともなった「大学における研究活動の改善策」を取り上げ、活性化のための基本的な視点、対応の方向を明らかにしようとしてとりまとめることにしたものである。作業に当っては、行政施策をベースに本財団の飯田が草稿の執筆に当たり、これに対し、当初は大学の研究者の立場にたって現場からの広い視野を加え、補筆を行う計画であったが、その見地からの検討のつめが満足を得るに至っていない点が多い。その意味では本報告は「飯田レポート」と呼ばれる性格のものであることをお断りしておきたい。後日、さらに検討を加えられることを期待したい。

平成4年3月

松尾学術振興財団
常務理事 飯田 益雄

松尾研究会報 Vol. 2 1992

発行日 平成4年3月31日

発行所 財団法人 松尾学術振興財団

〒166 東京都杉並区高円寺北 2-29-15 善和ビル
電話 03 (3223) 8751 Fax 03 (3310) 0531

印刷・製本 (株)国際文献印刷社
